

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人智優会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 山口県熊毛郡平生町大字佐賀 2289-1

(3) 設立認可年月日 令和 7 年 2 月 25 日

(4) 設立登記年月日 令和 7 年 3 月 10 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	みつおかクリ ニック	3517310987 /	山口県熊毛郡平生町大 字佐賀 2289-1	0 床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 17 日 令和 6 年度決算の決定

令和 7 年 5 月 17 日 役員報酬の決定

様式 2

法人名 医療法人智優会
所在地 山口県熊毛郡平生町大字佐賀2289-1 /

※医療法人整理番号 2 0 0 3 6

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額 37,849 千円 /
2. 負 債 額 9,137 千円 /
3. 純 資 産 額 28,712 千円 /

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	23,270
B 固 定 資 産	14,579
C 資 産 合 計 (A + B)	37,849
D 負 債 合 計	9,137
E 純 資 産 (C - D)	28,712

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人智優会

※医療法人整理番号 2 0 0 3 6

所在地 山口県熊毛郡平生町大字佐賀2289-1

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	23,270	I 流 動 負 債	6,450
II 固 定 資 産	14,579	II 固 定 負 債	2,687
1 有 形 固 定 資 産	12,982		
2 無 形 固 定 資 産	254	負 債 合 計	9,137
3 そ の 他 の 資 産	1,343	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 基 金	20,000
		II 積 立 金	8,712
		純 資 産 合 計	28,712
資 産 合 計	37,849	負債・純資産合計	37,849

様式 4－2

法人名 医療法人智優会
所在地 山口県熊毛郡平生町大字佐賀2289-1

※医療法人整理番号 2 0 0 3 6

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	77,543
2 事業費用	65,986
本来業務事業利益	11,557
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	11,557
II 事業外収益	1,162
III 事業外費用	631
経常利益	12,088
IV 特別利益	0
V 特別損失	901
税引前当期純利益	11,187
法人税等	2,467
当期純利益	8,720

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人智優会

理事長 満岡 裕 殿

私は、医療法人智優会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月16日

医療法人智優会

監事 伊達 直樹